第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑨　（略）

⑩　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第６項、第７項若しくは第８項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第６項、第７項又は第８項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪～⑰　（略）

４．　（略）

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑨　（略）

⑩　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第５項若しくは第６項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第５項又は第６項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪～⑰　（略）

４．　（略）